

## 虐待防止・身体拘束廃止等適正化について

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

### < 令和4年度より義務化されました >

- ① 虐待防止・身体拘束適正化について従業者への研修実施
- ② 虐待防止・身体拘束適正化のための対策を検討する委員会として虐待防止・身体拘束適正化委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等  
委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

## 1.身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。介護施設では現在も利用者の生命の安全を確保するために身体拘束が行われているのが現状です。重度訪問介護でも精神障害等による自傷行為などがある場合、生命の安全を維持するために必要な状況が想定されます。当事業所でも、身体拘束の必要性がある場合でも、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、スタッフ一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもって、身体拘束をしない介助の実践に努めます。

### (1) 身体拘束禁止の規定

---

サービス提供にあたっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・止むを得ない場合の例外三原則

---

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介助の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：利用者本人又は生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介助方法がないこと。
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

\*身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要になります

## 2. 身体拘束廃止に関する基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

---

当事業所においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

---

本人の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、**切迫性・非代替性・一時性**の3要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する事。

### (3) 日常のケアにおける留意事項

---

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

1. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
2. 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める
3. 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする
4. 利用者の安全性を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない事。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正委員会において検討する。
5. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常にふり返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める事。

### 3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

#### (1) カンファレンスの実施

---

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

---

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する事。

#### (3) 記録と再検討

---

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

#### (4) 拘束の解除と身体拘束の具体例

---

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者、家族に報告する。

## ＜身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- 立ち上る能力のある人の立ち上りを妨げるようなイスを使用する
- 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる
- 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## 4. 身体拘束がもたらす弊害

### (1) 身体的弊害

- 関節が固くなる（拘縮）、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫を受ける部位への床ずれ（褥創）などの発生を引き起こします。
- 食欲の低下や心肺機能、感染症への抵抗力の低下をもたらします。
- 車椅子に拘束している場合は、無理な立ち上がりによる転倒事故やベッド柵では、柵を乗り越えようとしての転落事故など大きな事故を発生させる危険性があります。

### (2) 精神的弊害

- 不安や怒り、屈辱、あきらめなど精神的苦痛を与えるばかりでなく、人間としての尊厳を侵してしまいます。
- 身体拘束をすることで更に認知症状が進行する恐れがあります。

- 家族にも大きな精神的苦痛を与えるだけでなく、看護・介護スタッフも自らが行うケアに対して誇りを持ってなくなってしまいます。

### (3) 社会的弊害

- 身体拘束は介護保険施設などに対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあります。身体拘束により利用者の心身機能の低下は、生活の質を低下させるだけでなく、更なる医療処置や経済的にも少なからず影響をもたらします。

## 5. 身体拘束廃止（適正化）に関する各職種の役割

身体拘束廃止のために、日々果たすべき役割に責任を持って対応しましょう

### (1) 身体拘束廃止に向けた介護職員としての役割

---

- 拘束がもたらす弊害を正確に確認する
- 利用者の尊厳を理解する
- 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 利用者とのコミュニケーションを充分にとる

## 6. 身体拘束適正化に向けた体制

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

---

当事業所では、身体拘束廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

#### 1.設置目的

- 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- 身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導

★身体拘束の検討事案がある時は、速やかに責任者まで連絡ください

## 身体拘束等の適正化の推進

○身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動援助、重度障害者等包括支援

### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する。(訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済み)。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。  
なお、訪問系について追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※虐待防止の取り組みで身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。